

島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業実施要領

令和7年4月17日 森第81号

第1 趣 旨

この要領は、島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

1 レーザ計測機器整備

高精度な森林資源情報の把握等を目的とした、レーザ計測や森林情報の解析に必要なレーザスキャナ（UAV 搭載型又は地上型）の導入に対し支援を行う。

2 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入に対し支援を行う。

3 3次元設計ソフト整備

林道整備等における業務の効率化・省力化に向けた ICT 活用工事の推進を目的とした、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェア（以下「3次元設計ソフト」という。）の導入に対し支援を行う。

4 ICT 生産管理ソフト等整備

林業における森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、ICT 生産管理を行うためのソフトウェア等の導入に対し支援を行う。

第3 補助対象

1 レーザ計測機器整備

「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き」（平成30年3月林野庁）に示された手法による森林情報の解析に用いる UAV 搭載型又は地上型のレーザスキャナ本体及びその付属品（消耗品、標準ソフト等）の導入を補助対象とし、事業費の1/2以内を補助するものとし、補助金の上限は1式当たり250万円とする。なお、UAV 本体、解析・閲覧用のパソコン・タブレット、研修費用等は補助の対象外とする。

事業実施主体は、機器導入の翌年度末までに、本機器を活用して森林の計測・解析を実施することを条件とする。

なお、事業実施主体は、機器導入後、他の市町村や林業経営体等へ普及を図っていく観点から、機器活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、知事に報告することとする。

2 路網線形設計支援ソフト整備

照射密度が1平方メートル当たり4点以上の航空レーザ測量等のデータを確保できる都道府県において、知事が先進性、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対して補助するものとし、上限は、1式当たり70万円とする。

事業実施主体は、路網線形設計支援ソフトを活用し、事業実施の翌年度末までに路網計画資料等の作成又は路網整備を実施することとする。

なお、事業実施主体は、路網線形設計支援ソフト導入後、他の林業経営体等への普及を図っていく観点から、ソフト活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、知事に報告することとする。

3 3次元設計ソフト整備

レーザ測量等による3次元点群データを確保できる都道府県において、知事が先進性、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対して補助するものとし、上限は、1式当たり135万円とする。

事業実施主体は、3次元設計ソフトを活用し、事業実施の翌年度末までに林道事業に係る計画資料等の作成、詳細設計又は施工を実施することとする。

なお、事業実施主体は、3次元設計ソフト導入後、他の林業経営体等への普及を図っていく観点から、ソフト活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、知事に報告することとする。

4 ICT生産管理ソフト等整備

ICT生産管理を活用した森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、知事が先進性、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対して補助するものとし、以下のアからウまでを補助対象とし、事業費の1/2以内を補助するものとする。

事業実施主体は、事業実施の翌年度末までに、ソフト等を活用した森林資源管理・木材生産管理の効率化を実施することを条件とする。

なお、事業実施主体は、ソフト等の導入後、他の林業経営体等へ普及を図っていく観点から、ソフト活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、知事に報告することとする。

ア ICT生産管理関連ソフトウェア

ICT生産管理推進対策に基づき作成された「ICT林業生産管理システム標準仕様書（アプリ編）」（令和4年7月ICT生産管理システムの標準化事業検討委員会）に示された基本仕様に準拠したaからcまでのソフトウェアの導入。ただし、ソフトウェアの新たな開発に係る経費は除く。

a 施業提案ソフト

森林所有者に対する施業提案・同意取得を目的として、森林の現状（位置図、現況写真等）、施業内容・効果等の情報をまとめた伐採計画を作成可能なソフトウェア

b 木材検収ソフト

土場等における原木検知を目的として、スマートフォンやタブレット端末等を利用したデータ入力（タップ入力、音声入力、画像認識）により、原木の検知場所、品等、数量（材積、径級、本数等）の検知データを作成可能なソフトウェア

c 日報管理ソフト

現場作業員の業務管理を目的として、スマートフォンやタブレット端末等を利用したデータ入力又はデータの自動取得により、出退勤時刻、作業種類・時間等の勤怠・生産管理データを作成可能なソフトウェア

イ 林内測位・通信機器

上記アに係るソフトウェアに併せて導入しデータ連携により、一層の効率化に資する以下の機器の導入。上記アとの同時導入を原則とするが、過年度に上記アに相当するソフトウェアを導入済みの場合においては、導入を認める。

- a 林内測位機器
森林内で位置情報データの取得が可能な GNSS 受信機等の測位機器
 - b 林内通信機器
森林内でデータの送受信等が可能な LPWA 等の無線通信機器
- ウ 技術カスタマイズ・操作研修
上記ア・イの導入と併せて実施する以下の取組。上記アとの同時取組を原則とするが、過年度に上記アに相当するソフトウェアを導入済みの場合においては、取組を認める。
- a 技術カスタマイズ
現地の状況に応じて、ソフトウェアの仕様変更、機器の調整を行う取組
 - b 操作研修
ソフトウェアや機器の操作を習熟するための講習会の開催又は研修会への参加

第4 補助対象経費

補助対象経費は、以下の1～4とし、事業実施主体は県内中小企業者に発注するよう努めることとする。

1 レーザ計測機器整備

レーザ計測や森林情報の解析に必要な UAV 搭載型又は地上型のレーザスキャナ本体及びその付属品（消耗品、標準ソフト等）の導入に要する経費（ただし、UAV 本体、解析・閲覧用のパソコン・タブレット、研修費用等に要する経費を除く。）とする。

2 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入に要する以下の経費とする。

(1) 委託料

事業を実施するために必要となる資料作成、データの調整等の委託料とする。

(2) ソフトウェア購入費

ソフトウェアを導入するために必要な経費（ただし、パソコン、タブレット端末等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。）とする。

3 3次元設計ソフト整備

林道整備等における業務の効率化・省力化が見込まれる3次元設計ソフトの導入に要する(2)の②に準じる経費とする。

4 ICT生産管理ソフト等整備

森林資源管理・木材生産管理の効率化が見込まれるICT生産管理ソフトの導入に要する以下の経費とする。

(1) 委託料

事業を実施するために必要となる技術カスタマイズ・操作研修等の委託料とする。

(2) ソフトウェア購入費

ソフトウェアを導入するために必要な経費（ただし、パソコン、タブレット端末等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。）とする。

(3) 備品・資機材購入費

林内測位機器・林内通信機器本体及びその付属品（消耗品、標準ソフト等）の導入に要する経費（ただし、スマートホン・タブレットの汎用性のあるもの、研修費用等に要する

経費を除く。)とする。

第5 事業関係書類の整備

要綱第6条に定める実績報告書にあわせて、次に掲げる書類を提出させる場合がある。

- 1 事業実施状況写真
- 2 支出関係書類の写し

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月17日から施行する。
- 2 島根県森林資源デジタル管理推進対策事業実施要領（令和2年4月16日付け森第69号島根県農林水産部長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、旧要領に基づき実施された事業については、なお従前の例による。